

IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総則

（本規約の目的）

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、「IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約」以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、[I P通信網サービス契約約款](#)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（OCN v6アルファに限りま）に関する契約を締結いただいた契約者に対し、[I P通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りま））](#)の別記6に規定するOCN v6アルファに係る対応機器、対応機器に内蔵するサポート及びセキュリティを提供します。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間におけるOCN v6アルファ対応機器（ルーター01）の取扱いに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、[I P通信網サービス契約約款](#)の規定に従うものとし、本規約と[I P通信網サービス契約約款](#)に矛盾が生じた場合は本規約、[I P通信網サービス契約約款](#)の順で優先することとします。

第3条～第4条 （略）

（定義）

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第1章 総則

（本規約の目的）

第1条 [株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、「IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器（ルーター01）の取扱いに関する規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（OCN v6 アルファに限りま）に関する契約を締結いただいた契約者に対し、[I P通信網サービス契約約款（OCN）別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限りま））](#)の別記6に規定するOCN v6 アルファに係る対応機器、対応機器に内蔵するサポート及びセキュリティを提供します。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、契約者と当社との間における OCN v6 アルファ対応機器（ルーター01）の取扱いに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)の規定に従うものとし、本規約と[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に矛盾が生じた場合は本規約、[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)の順で優先することとします。

第3条～第4条 （略）

（定義）

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

用語	用語の意味
1 OCN v6アルファ	<a href="#">I P通信網サービス契約約款</a> に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。）
2～8	(略)
9 OCN forドコモ光契約者	<a href="#">I P通信網サービス契約約款</a> に規定する第2種契約者（タイプ8のコース2に係る者に限ります。）
10	(略)

第6条～第8条 (略)

第9条～2項 (略)

3 前項は、[I P通信網サービス契約約款](#)共通編に規定する別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）と同様の扱いとします。

第9条～第10条 (略)

(利用停止)

第11条 当社は、契約者が本規約又は[I P通信網サービス契約約款](#)に違反したときは、本機器、サポート機能及びセキュリティ機能の利用を停止することがあります。

2～3項 (略)

第12条～第16条 (略)

用語	用語の意味
1 OCN v6 アルファ	<a href="#">I P通信網サービス契約約款（OCN）</a> に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定する IPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。）
2～8	(略)
9 OCN for ドコモ光契約者	<a href="#">I P通信網サービス契約約款（OCN）</a> に規定する第2種契約者（タイプ8のコース2に係る者に限ります。）
10	(略)

第6条～第8条 (略)

第9条～2項 (略)

3 前項は、[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#) 共通編に規定する別記6（I P通信網サービスにおける禁止事項）と同様の扱いとします。

第9条～第10条 (略)

(利用停止)

第11条 当社は、契約者が本規約又は[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に違反したときは、本機器、サポート機能及びセキュリティ機能の利用を停止することがあります。

2～3項 (略)

第12条～第16条 (略)

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(本機器が保持する情報の取扱い)

第17条 NEC社サーバへ通知された本機器が保持するネットワーク情報等は、OCN v6アルファの提供以外の目的で利用することはありません。情報の管理については、[IP通信網サービス契約約款](#)に基づき管理します。

第2章～第3章 (略)

(本機器が保持する情報の取扱い)

第17条 NEC社サーバへ通知された本機器が保持するネットワーク情報等は、OCN v6アルファの提供以外の目的で利用することはありません。情報の管理については、[IP通信網サービス契約約款\(OCN\)](#)に基づき管理します。

第2章～第3章 (略)

[附則\(令和5年6月15日レパN第009600000741-01号\)](#)

[\(実施期日\)](#)

[1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。](#)

[\(吸収合併に伴う取り扱いについて\)](#)

[2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社\(以下「レゾナント」といいます。\)が次の表の左欄の規約\(以下「旧規約」といいます。\)の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約\(以下「新規約」といいます。\)の規定によるものとします。](#)

<a href="#">旧規約</a>	<a href="#">新規約</a>
<a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器 (ルーター01)の取扱いに関する規約</a>	<a href="#">IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器 (ルーター01)の取扱いに関する規約</a>

[3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。](#)

[4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。](#)